

軽微な工事の範囲

消防用設備等の種類	増設	移設	取替え
屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	消火栓箱 →2基以下（既設と同種類）に限る。 →加圧送水装置等の性能(吐水量、揚程)、配管サイズ及び警戒範囲に影響を及ぼさないものに限る。	消火栓箱 →同一警戒範囲内に限る。	加圧送水装置を除く構成部品
スプリンクラー設備	①ヘッド →10個以下（既設と同種類）で、かつ、散水障害がない場合に限る。 →加圧送水装置等の性能(吐水量、揚程)、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。 ②散水栓箱 →2個以下（既設と同種類）に限る。	①ヘッド →10個以下で防護範囲が変わらない場合に限る。 ②散水栓箱 →同一警戒範囲内に限る。	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
水噴霧消火設備	ヘッド →一の選択弁において5個以下（既設と同種類）に限る。 →加圧送水装置等の性能(吐水量、揚程)、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。	①ヘッド →一の選択弁において2個以下に限る。 ②手動起動装置 →同一放射区画内で、かつ、操作性に影響がない場合に限る。	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
泡消火設備	ヘッド →一の選択弁において5個以下（既設と同種類）に限る。 →加圧送水装置等の性能(吐水量、揚程)、配管サイズ、泡混合装置、泡消火剤貯蔵量等の能力に影響を及ぼさないものに限る。	①ヘッド →一の選択弁において5個以下で警戒区域の変更がない範囲に限る。 ②手動起動装置 →同一放射区画内で、かつ、操作性に影響がない場合に限る。	加圧送水装置（制御盤を含む）、泡混合装置、減圧弁、圧力調整弁を除く構成部品
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	①ヘッド・配管(選択弁の二次側に限る。) →5個以下（既設と同種類）で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ②ノズル →5個以下（既設と同種類）で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ③移動式の消火設備 →既設と同種類で、かつ、同一室内に限る。 ④制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 →既設と同種類で、かつ、同一室内に限る。 →電源容量に影響を及ぼさないものに限る。	①ヘッド・配管(選択弁の二次側に限る。) →5個以下で放射区域の変更がない範囲に限る。 ②ノズル →5個以下で放射区域の変更がない範囲に限る。 ③移動式の消火設備 →同一室内に限る。 ④制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 →同一室内に限る。 →電源容量に影響を及ぼさないものに限る。	全ての構成部品 →放射区画に変更がないものに限る。
自動火災報知設備	①感知器 →10個以下（既設と同種類）のものに限る。 ②発信機、ベル、表示灯 →既設と同種類で、かつ、同一警戒区域内に限る。	①感知器 →10個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。 ②発信機、ベル、表示灯 →同一警戒区域内に限る。	①感知器 →10個以下 ②受信機、中継器 →7回線を越えるものを除く。 ③発信機、ベル、表示灯
ガス漏れ火災警報設備	検知器 →5個以下（既設と同種類）で警戒区域の変更がない場合に限る。	検知器 →5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	受信機を除く。
消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置)	子機 →回線変更がない場合に限る。	本体、子機 →回線変更がない場合に限る。	①音声ROMの書換え →回線変更がない場合に限る。 ②UPS
避難器具（金属製避難はしご（固定式ののものに限る。）、救助袋、緩降機）	該当なし。	本体・取付金具 →同一階に限る。 →設置時と同じ施工方法に限る。	①標識 ②本体・取付金具 →設置時と同じ施工方法に限る。
パッケージ型消火設備	ユニット →2基以下（既設と同種類）で、かつ、同一室内に限る。	ユニット →同一室内に限る。	全ての構成部品
共同住宅用スプリンクラー設備	①ヘッド →10個以下（既設と同種類）で、散水障害がないものに限る。 →加圧送水装置の性能（吐水量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。 ②散水栓箱 →2個以下（既設と同種類）に限る。	①ヘッド →10個以下で、防護範囲が変わらないものに限る。 ②散水栓箱 →同一警戒範囲内に限る。	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁を除く構成部品
共同住宅用自動火災報知設備	①感知器 →10個以下（既設と同種類）に限る。 ②音声警報装置、戸外表示器 →既設と同種類に限る。	①感知器 →10個以下に限る。 ②音声警報装置、戸外表示器 →既設と同種類に限る。	①感知器 →10個以下に限る。 ②共同住宅用受信機、住棟受信機 →7回線を越えるものを除く。 ③音声警報装置、戸外表示器
住戸用自動火災報知設備	①感知器 →10個以下（既設と同種類）に限る。 ②音声警報装置、戸外表示器 →既設と同種類に限る。	①感知器 →10個以下に限る。 ②音声警報装置、戸外表示器 →既設と同種類に限る。	①感知器 →10個以下に限る。 ②住戸用受信機、音響警報装置、戸外表示器
特定小規模施設用自動火災報知設備※	自動火災報知設備の例による。	同左	同左

※すべての感知器が無線によって火災信号又は火災情報信号を発信するものであって、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成20年消防庁告示第25号。以下「告示」という。）第2第5号ただし書の規定により受信機を設置しないもの（告示第2第2号の規定に基づき、中継器を設置するものを除く。）を除く。

（1）政令第36条の2第1項が適用される工事のうち、軽微な工事に該当する場合